

第5回 第3次豊川市地域福祉計画策定委員会 議事録

日 時：平成30年2月22日（木）午後1時30分から

場 所：豊川市役所 本33会議室

委 員

出席者：西村 正広（学識経験者（愛知大学地域政策学部教授））

中尾 清吉（豊川市連区長会）

西本 全秀（豊川市民生委員児童委員協議会）

田中 しづ江（豊川市障害者（児）団体連絡協議会）

竹下 一正（社会福祉法人豊川市社会福祉協議会）

杉浦 正勝（豊川市老人クラブ連合会）

野村 公樹（豊川市ボランティア連絡協議会）

小島 修（豊川市小中学校長会）

平田 節雄（豊川市介護保険関係事業者連絡協議会）

伊奈 克美（特定非営利活動法人とよかわ子育てネット）

岡田 文男（地域福祉活動推進委員会（地域福祉活動者））

松井 秀之（公募した市民）

伊藤 充宏（豊川市社会福祉事務所）

欠席者：都築 裕之（豊川市社会福祉施設協会）

事務局：原田 潔（福祉部次長）

岩村 郁代（福祉課課長）

渡辺 貴俊（福祉課課長補佐兼係長）

豊田 秀明（福祉課主任）

小林 孝行（社会福祉協議会地域福祉課長）

小林 弘行（社会福祉協議会地域福祉課課長補佐）

竹尾 祐三子（社会福祉協議会地域福祉課係長）

舟橋 正巳（コンサルタント業者：株式会社名豊）

次 第

1 委員長あいさつ

2 議題

（1）パブリックコメントの結果について

（2）第3次豊川市地域福祉計画の最終案について

3 報告事項

- ・地域福祉懇談会の進め方について
- ・計画の進捗管理について
- ・概要版について

4 その他

事務局：会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。本日、お席にお配りした資料は、策定委員会次第、委員名簿、席次表、計画の概要版（案）です。

また、事前に郵送させていただきましたが、資料１及び資料２の計画案をお持ちいただいているかと思います。資料の足りない方は、お申し出ください。

なお、委員名簿９番の豊川市社会福祉施設協会代表の都築委員が、本日も都合により欠席されていることをご報告させていただきます。

<開会>

事務局：みなさま、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、策定委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の会議には、福祉部次長、事務局として福祉部福祉課の職員３名と豊川市社会福祉協議会地域福祉課の課長以下職員３名が出席しておりますので、よろしくをお願いします。また、平成２９年度の計画策定業務を委託しております、株式会社名豊の職員も同席させていただきます。

それでは、西村委員長にごあいさつをお願いしまして、以降は、委員長が議長となりまして委員会の進行をお願いします。

１ あいさつ

委員長：みなさん、こんにちは。お忙しい中、本日の策定委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。この策定委員会も５回目になります。最終案を取りまとめ、来年度からスタートするための締めくくりの委員会になろうかと思います。前回１１月２０日の会議で計画案を取りまとめ、その後、パブリックコメントで可能な限り市民のみなさんからご意見をいただきながら最終案に近いものを本日取りまとめていただくことになっております。最後の最後まで、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。計画づくりの最終段階ですので、よいものをつくるために今一度ご尽力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長：それでは改めまして、ただいまから第５回豊川市地域福祉計画策定委員会を開催いたします。

本日の委員会は、策定委員会設置要綱第５条第３項により、委員の半数以上の出席がありますので、成立いたします。

振り返りますと、一昨年１２月に第１回目の会議を行いまして、その後４回にわたりご審議をいただきました。この策定委員会も本日で最終回となります。委員のみなさまには実施されましたパブリックコメントの結果を踏まえ、計画決定の最終確認をお願いしたいと思います。限られた時間ではありますが、多くの委員のみなさまからご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、次第２の「議題（１）パブリックコメントの結果について」事務局

から説明をお願いします。

(1) パブリックコメントの結果について

事務局：資料1をご覧ください。

前回の会議においてお知らせをさせていただきましたが、1月6日から2月5日まで、第3次豊川市地域福祉計画案についてのパブリックコメントを実施いたしました。パブリックコメントとは、市の基本的な政策の策定に当たり、その案を公表し、市民のみなさんから政策などに対するご意見や情報を求め、提出されたご意見を考慮し意思決定を行うとともに、ご意見に対する市の考え方を公表していく一連の手続をいいます。市民のみなさんへの周知につきましては、市ホームページへの掲載、及び市役所や各支所、中央図書館、公民館など市内13か所で計画案の閲覧、または冊子を自由にお持ち帰りいただきました。計画冊子の配布状況ですが、同時に高齢者福祉計画や障害福祉計画も配布しておりましたが、地域福祉計画の配布冊子数が72冊と最も多かったことから、市民の本計画への関心の高さが伺えました。

次に、福祉課へ提出されたご意見ですが、資料1にありますとおり1名の方から5件の意見が出されました。詳細について説明しますので、資料を1枚おめくりください。

意見等に対する実施機関の考え方の案です。資料に「案」が抜けておりましたので付け足しをお願いします。

今回の5件の意見のうち、その意見の内容につきましては、既に計画に盛り込まれているものが3件、今回の意見を踏まえ、計画案を変更したものが2件として提案させていただきます。それでは1件ずつ説明させていただきますが、計画案の修正も含めて説明させていただきます。資料2の計画案もご覧いただきながら説明をお聞きください。

まず、「全体的な印象」についてのご意見です。中段に記載がありますが、美辞麗句の感は否めません。「連携」「強化」「充実」等の表現は民間企業では禁句です。また、PDCAのチェックのとき、客観的評価が可能な数値目標設定が望まれます。しかし、数値設定が難しいときは、指標をつくり、進捗度評価が可能な目標を設定します。

この意見に対する市の考え方ですが、計画案に盛り込んでおり、変更しないものとするものでございます。まず、「連携」「強化」「充実」等の表現につきましては、計画案の2ページに記載の、地域福祉の基本的な考え方(2)地域福祉の視点で、「地域福祉を推進するためには、市民、地域福祉団体、社会福祉協議会、行政が、それぞれの役割を果たし、お互いが力を合わせる関係づくりが必要となります。」とありますので、「連携」などの表現を使用していること、また、地域福祉計画は、福祉に関連する多様な個別計画を地域福祉の観点から横断的にとらえ

た計画であり、ご指摘の数値目標設定は個別計画の中で掲げていくものと考えます。さらに、7ページ「(5) 計画の進捗管理」で、進捗管理及び、地域福祉計画推進委員会における評価についての記載している旨を説明しています。

続きまして次の意見ですが、計画案の 42 ページから 43 ページにあります地域活動者間の連携は必要ですが、喫緊の課題は関係団体各々の目的、機能、市の全体組織での位置付け、活動者のモチベーションなど、足元の課題のクリアが先だと思います。活動者への研修による意識付け、必要な知識の習得が大事です。とのご意見です。

このご意見を踏まえた市の考え方ですが、計画案を 2 点変更いたします。まず、45 ページ「施策① 身近な総合相談機能の充実」の、社会福祉協議会の今後の取り組み内容「地域福祉活動者との連携を強化します。」の文言を、「地域福祉活動者との連携強化、及び必要な知識の習得のための研修について内容の充実を図ります。」と変更し、また、46 ページの「施策② 行政等の専門相談支援の充実」の行政の今後の取り組み内容「社会福祉協議会や地域における相談窓口となる民生委員児童委員等との連携を緊密に行います。」を「社会福祉協議会や地域における相談窓口となる民生委員児童委員等との連携を緊密に行うとともに、必要な知識の習得について支援します。」と変更しました。これは、ご意見にありますように、要支援者を支えていただく活動者の方々の個々の資質向上、必要な知識の習得のためには、研修内容の充実が必要となると考え、社協においては、研修のテーマについて地域活動者からのご意見を伺う中で熟考を重ね、研修内容の変更を図り、また、行政においても、社協の研修や市の出前講座の周知の強化を図るなど、知識の習得に向けた支援を行ってまいります。

ここで資料 1 と資料 2 計画案の語句の訂正をお願いします。先ほどの説明の中で、45 ページの社協の語句と 46 ページの行政の語句に「取得」と記載がありますが、「習得」、漢字で「習う、得る」と訂正させていただきますので、訂正をお願いします。

また、既に計画案に盛り込んでいる内容としまして、43 ページの地域団体、ボランティア・市民活動団体等の取り組み内容について記載しております。

続いて資料の 2 ページをご覧ください。

計画案 44 ページ、45 ページの相談支援機能の充実について、個人情報や他人に話したくない、本当に親身になって聞いてくれるかしら、何処に相談したらいいか分からない、が本当のところでしょう。相談支援が必要な方に、「相談があったら来てください。」のスタンスでは敷居が高いです。知って欲しい潜在的な要支援者への周知が今一つと感じます。パンフレット中心の周知方法には限界がありますので、もっと「ロコミ」力を信じ、諸団体メンバーへのロコミ運動への展開が望まれます。「困った人を発見したら」の受動態ではなく、「困った人を探す」能動態のアウトリーチが肝要です。これは行政や社会福祉協議会ではなかなか難し

いところですよ。

このご意見に対する市の考え方ですが、既に計画（案）に盛り込んでいる内容としています。計画案 45 ページで、近隣住民による日頃からの見守りや声かけを呼びかけるとともに、また、49 ページでは、「ロコミの効果を意識し、正しい情報を身近な人に広げましょう。」といった文言で、近隣住民の「ロコミ」力に期待している旨について記載があります。また、63 ページの「本計画の重点ポイント」では、「行政機関等で把握が困難な方については、民生委員児童委員、福祉委員などの協力や近隣住民等による見守り活動と連携した情報収集により、適切な支援に繋げることが必要です。」とし、相談支援体制の強化を進めていく旨を説明しています。

続いて、52、53 ページの「権利擁護の推進」についてへのご意見です。認知症支援の一つに、①任意後見人②日常生活自立支援③市民後見人の制度がありますが、現状の利用者の十数倍は潜在ニーズがあると推察します。喫緊の課題は、制度の周知とその対応体制です。このご意見を踏まえまして、計画案 53 ページの施策②、行政での取り組み内容の 3 つ目、「成年後見制度の利用にかかる要望に対応するため、市民後見人の育成について、成年後見支援センターをはじめ関係機関と協議し、その活用を図ります。」の後半の文言について、「市民後見人の育成について、成年後見支援センターをはじめ関係機関と協議しその活用を図るなど、体制整備に努めます。」と変更します。これは成年後見制度の利用者の増大に伴う成年後見人の担い手不足を補うため、一般市民による成年後見人の育成を進める等、その体制整備に努めるものです。また、制度の周知につきましても、53 ページの施策②で、市民や地域団体などそれぞれの取り組みの中で、制度の周知や啓発に努めることとしている旨を説明しています。

最後になりますが、61 から 63 ページの重点ポイントにおいて、新たな担い手の発掘も大事ですが、既存資源の有効活用・レベルアップで高い効果を期待できます。ネットワーク、連携、情報把握は大切です。コミュニティソーシャルワーカーが民生委員児童委員等地域福祉活動者と個人的レベルまで深い信頼関係をつくることからです。とのご意見に対する市の考え方ですが、既に計画案に盛り込んでいるものとし、43 ページと 45 ページ、49 ページの社会福祉協議会の取り組み内容において、コミュニティソーシャルワーカーによる活動者との連携支援、総合的な相談に対応できる窓口の充実、（市では）活動者の方々とのネットワークや連携を強化した体制づくりを進めるとし、重点ポイントでは、これらの取り組みを横断的に捉え、記載しています。

それでは、資料 1 の冒頭、様式第 2 号をもう一度ご覧ください。これらの意見に対する手続きにつきましては、本策定委員会で市の考え方について、ご承認をいただいた後、市役所福祉課での閲覧及び市ホームページにおいて市の考え方を公表する予定となっております。

以上で、議題（１）パブリックコメントの結果についての説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。ただ今、事務局から、１月６日から２月２日まで実施されましたパブリックコメントの内容結果についてご説明がありました。ただ今の説明に関して、ご意見・ご質問がありましたらいただきたいと思います。何かございますか。

委員：資料３ページの今の説明の中で、「コミュニティソーシャルワーカーによる活動者との連携支援」という説明があったのですが、「との」というのはどうでしょうか。少し意味合いが変わってくると思います。この文章のとおりであればこれでよいのですが、活動者の連携支援ということは、活動者の人たちの連携を支援するという意味だと思います。「活動者との」というと、コミュニティソーシャルワーカーと活動者との連携支援ということになるのですが、「の」でよいのでしょうか。

左側の意見では、「コミュニティソーシャルワーカーが民生委員児童委員、地域福祉活動者と、個人的レベルまで深い信頼関係を築くことが大事だ」と書かれています。それに対する答えとして書かれているのか。それとも下段の、総合的な相談に対応できる窓口の充実等、について答えているのか。少し意味が変わってくるのかと思います。

事務局：活動者の皆さん「と」ネットワークを共につくっていくということで、「と」としたいと思います。

委員：「活動者の連携支援」というと、活動している人たち同士を連携させるための支援がコミュニティソーシャルワーカーのひとつの役割としてあるのかもしれない。

事務局：４３ページの社協の役割で、活動者の方々との連携支援をうたっています。

委員：要するに、「コミュニティソーシャルワーカーによる活動者の連携支援」、この市の考え方の部分を言っているのであって、計画本文のことを言っている訳ではないですね。今ご説明された時に、「との」とおっしゃっていた。「との」でいいのか「の」がよいのか、どっちなのと聞いたら、「と」でいいとおっしゃった。よくわからなくなっていました。

事務局：市の考え方として「活動者の方々とのネットワークや連携を強化した体制づくりを進める」としています。

委員：意見では、コミュニティソーシャルワーカーと連携をとりたいと言っている訳ですが、市の考え方では「との」になっています。

委員：この考え方は回答してしまったものですか。

事務局：これから公表します。

委員：市の考え方の中段にある「コミュニティソーシャルワーカーによる活動者の連携支援」というこの支援は、コミュニティソーシャルワーカーによる支援と捉えていいのですか。

事務局：そうです。計画の内容を説明しています。

委員：活動者というのは、地域に携わって問題解決等に尽力されている公的なところや民間の方や、もっと広く言えば、隣近所の市民の人たちと捉えていいのでしょうか。私も、深く読んでいくとわからなくなっているのですが、コミュニティソーシャルワーカーは、そうした縦横の連携を支えていく、音頭をとるのが、文言になっていると思います。

左側の意見では、民生委員児童委員など地域福祉活動者がコミュニティソーシャルワーカーと親密に深い信頼関係がつけられるようにしてほしいという意見ですよ。それに対する答えが、「コミュニティソーシャルワーカーによる活動者の連携支援」ということであると、活動者同士の連携を支援することになってしまう。

非常に質の高い援助を、コミュニティソーシャルワーカーが中心になって担うということになってしまうと思います。意見を率直に取り入れるとすれば、右側の方は、コミュニティソーシャルワーカー「と」活動者の連携くらいだと思います。

事務局：活動者同士の連携強化については、43ページの社会福祉協議会の内容の3つ目の○印に、「コミュニティソーシャルワーカー等が地域福祉懇談会に参加し、専門的な立場から活動者同士の連携を支援します。」としています。

委員：活動者同士の連携ということですね。

事務局：そうです。

委員長：その活動者同士の連携を、コミュニティソーシャルワーカーが中心となって支援していくのですね。パブコメの意見では、コミュニティソーシャルワーカーと活動者の方の繋がりが重要なので、個人的な信頼関係をつくっておくことが望ましいと、その意見の中でおっしゃっています。計画ではそれを含み込んでいますので、この市の考え方で矛盾しないと思います。

委員：このご意見を出した方が望まれていることは、活動者である自分自身とコミュニティソーシャルワーカーが信頼関係をもっと深くしたいということだと思います。ここに書かれている、地域福祉活動者の連携を強化するというのとは、少し意見が違いますので、それに対する回答として、どのように書くかという問題だと思います。矛盾はしないと思います。

事務局：コミュニティソーシャルワーカーと地域活動者との個人の信頼関係があって、そのもうひとつ大きなところに、委員長が話された連携の支援にも繋がってくるといったような表記の仕方をすればよろしいでしょうか。

委員：そうだと思います。

委員長：推測ですが、意見を出された方は、多分民生委員児童委員をされている方で、もっとコミュニティソーシャルワーカーの方と連携をとりたいと思っているということです。当然、右に記載のある活動者全体との連携についても、決して否定

するものではないですし、それはもちろん当然のことであって、中でも自分はコミュニティソーシャルワーカーの方との連携を、腹を割って話せるところまで深めたいということを強調されていると受け止めれば、この市の考え方という受け止め方でよいと思います。

委員：今のご意見のとおりに考えると、市の考え方の文章の下から5行目、「地域の活動者の方々との」の前に、「コミュニティソーシャルワーカーと」という文言を入れると、活動者の方々との結びつきで、ネットワークと連携を強化した体制づくりを市では進めていきます。となりますので、もっとはつきりするかと思います。

事務局：「記載しており」の後ですか。

委員：はい。「記載しており、コミュニティソーシャルワーカーと地域の活動者の方々との」とすると、わかりやすいと思います。

委員長：そうですね。「、」から後に主語が抜けてしまっていますが、コミュニティソーシャルワーカーは長いから、主語として入れると、今度は文がくどくなってくるような気がするので、割愛したのだと思います。正しく入れるとしたら、今のご意見のように、「、」の後に「コミュニティソーシャルワーカーと」と入れるとわかりやすいと思います。CSWという言葉が定着して、その3文字で済むようになるとういのですが。今の意見については、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

他にご意見はありますか。

委員：1ページの右上真ん中辺りですが、「数値目標設定は個別計画の中で分析するものと考えます。」というお答えでした。ということは、この計画ができた段階で、個別計画の関係者へ（数値目標の設定に関する）依頼文を出すのですか。それとも、個別計画の方で勝手にやってくれるだろうということにして、本計画では出さないというスタンスでしょうか。この組織体として、個別計画担当者に対して、地域福祉計画策定者としてお願いをするのか、それとも、こっちはこっちで、向こうは向こうでやってくれるだろうと楽天的に考えて、何もしないと言っているのですか。

事務局：本計画の策定後、進捗状況の把握をしていく必要がありますので、まず、この地域福祉計画を関係各課へ周知します。数値目標設定については、各個別計画の中で掲げていますが、本計画の内容に関連する取り組みについては、今後進捗状況に携わっていく中で、個々の計画の確認を行ってまいります。

委員長：私も今の点に、少し引っかかりました。ご意見は、できるだけこの地域福祉計画の狙う目標を数値化するというご意見として出されている訳です。だからといって、地域福祉計画は数値目標を掲げないで、個別計画に数値目標を載せるという誤解を生むような返答をしてしまうと、これが誤りになってしまいます。地域福祉計画の中にも、数値目標で私たちが取り組んで目指すものが入っている訳です。ただ、多くの目標については、個別計画の中に数値で反映されています

ということ、やはりどこかに謳わなければいけません。とすれば、この市の考え方「ご指摘の数値目標設定は、個別計画の中で掲げていくことが馴染むものと考えます。」というくらいにして、基本的な個別計画で推進する。でも、全体を見渡して、やはり数値で地域福祉計画を追いかけていくものもない訳ではない。という断りをしておかないと、少し誤解を受けるのではないかなと思います。そのように文言を考えてください。

委員長：パブコメの資料配布数が七十いくつかということでした。紙ベースのものを持っていかれたのですか。

事務局：冊子を積んで置きました。

委員長：それを表紙のどこかに表記してもいいのではないのでしょうか。

事務局：表紙は市の様式になっています。

委員長：記憶に留めておきたいです。計画書のダウンロード数はチェックできましたか。

事務局：チェックできましたが、2件でした。障害福祉計画は事業所の方も見ますので、ダウンロード数も多くなっています。

委員長：ご意見がなければ、次へ進めていきます。

パブリックコメントの内容と、それに対する市からの考え方につきましては、若干文言を変えていただくことも含め、この場ではご承認いただいたということにさせていただきます。

（２）第３次豊川市地域福祉計画の最終案について

委員長：それでは議題（２）第３次豊川市地域福祉計画最終案について、事務局から説明をお願いします。

事務局：この計画案につきましては、前回の会議において委員のみなさまからいただきましたご意見を反映したもので、パブリックコメントを実施した後に、松井委員さんのご協力もいただきながら、事務局において誤字や細かなレイアウトのチェックを行い修正しておりますが、内容を変更したというものではありませんので、説明については省略させていただきます。

また、先ほどの議題（１）においてご協議していただきましたが、パブリックコメントにおいて提出されたご意見に対して３箇所を変更し、計画の最終案として提出させていただいております。

以上で、第３次豊川市地域福祉計画の最終案についての説明を終わります。

委員長：ただいま、資料２の第３次豊川市地域福祉計画の最終案について、事務局から説明がありました。委員のみなさまから、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員：質問です。59 ページの社会福祉協議会の中に、災害ボランティアセンターと、防災ボランティアコーディネーターとあります。どちらが正式な名前ですか。

事務局：59 ページの※1 と※2 がいずれも「災害ボランティアセンター」と「災害ボランティアコーディネーター」とどちらも「災害」となっておりますが、「防災ボランティアコーディネーター」の誤りですので、訂正をお願いいたします。上の枠の中には「防災ボランティアコーディネーター」という表記になっております。申し訳ございません。

委員長：下の説明の※2 の「災害」を「防災」に変えるのですね。

事務局：はい。お願いします。

委員長：今のような文言については目を通していただいて、訂正等については事務局に連絡をして間に合えば直していくということによいと思います。

他に全体の構成や内容的な点について、今一度議論した方がよいものについてご意見はございませんか。

それでは第3次豊川市地域福祉計画の最終案につきましては、みなさまからご承認いただいたものとし決定といたします。引き続き、文字の手直し等今一度お目通しいただきまして、ご指摘いただければありがたいと思います。

それでは次に、次第3の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

3 報告事項

（地域福祉懇談会の進め方について）

事務局：報告事項の1点目でございます。第4回の策定委員会でご指摘のありました「地（社協）域福祉懇談会の進め方」につきましてご報告させていただきます。

計画の7ページにあります（5）計画の推進体制と進捗管理に関連するところでございます。

平成30年度からの地域福祉懇談会の進め方につきましては、これまで中学校区単位での開催していたものから、概ね連区単位で開催することとします。より身近な地域での開催とし、10中学校区から34地区での開催としたいと考えております。なお、開催時期につきましては、7月頃から12月頃までとし、参加者を連区長、区長、民生委員、福祉委員、ボランティアなどの地域住民のみなさんを対象として実施します。

平成30年度につきましては、本計画についての周知・啓発を行い、各地域のまちづくりのテーマに基づき5年後のまちの姿を目指して、基本目標に合わせて抽出した方向性、計画で言いますと「第5章 地域の取り組み」の点検作業を行います。それぞれの地区において、それらを基に「5年間の年次進捗管理表」を作成し、毎年、平成34年度までの取り組み状況の確認と評価を行います。

なお、地域福祉懇談会は、年1回程を予定しますが、社会福祉協議会では日々の福祉活動やふれあいサロン活動、老人クラブ活動などを支援することで市民一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深めることができ、また、計画の推進につなげていければと考えています。また、今回の計画策定にあたりヒアリングを

実施した団体や福祉関係団体等に対しましても、機会を設けて計画の説明、周知を図り、計画の推進に努めて参ります。よろしくお願いいたします。以上です。

(計画の進捗管理・概要の説明について)

事務局：引き続きまして、計画案の7ページの計画全体の進捗管理と概要版(案)についてご説明させていただきます。先ほどの説明の地域福祉懇談会や団体等へのヒアリングにも関係してきますが、地域福祉の推進にあたり、本計画では、市民をはじめ、地域福祉団体や社協、行政が実施するそれぞれの取り組みについて、毎年、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行います。そして、それらの進捗状況をまとめた計画全体の「check」については、地域福祉計画推進委員会を開催したうえで、それぞれの現状を報告し、専門的な視点からその進捗状況を評価していただくものです。前回の委員会においては、この推進委員会での評価のサイクルを2年、または3年の中間年で行うことを事務局側としてご提案させていただきましたが、委員会でのご意見を受け、福祉課と社会福祉協議会で協議を行い、推進委員会の開催を1年ごととし、そこで計画の進捗について評価をしていただくことを考えてまいります。

なお、進捗状況の報告や評価手法につきましては、引き続き、事務局で協議を重ねてまいります。推進委員会の開催時期につきましては、先ほど社会福祉協議会から説明がありました地域福祉懇談会の開催が12月までということですので、資料の作成等を考慮しますと、早くても2月頃の予定になるかと思います。また、推進委員会の設置にあたり、委員就任についての依頼がありましたらご協力をお願いいたします。

続きまして2点目ですが、本日、お手元に配布させていただいております計画の概要版(案)についてです。先日、開催通知とともに素案を送付させていただきましたが、その後、事務局で若干修正を加えたものを最終案として提示させていただきました。この概要版は計画を広く周知するため、地域福祉懇談会をはじめ、さまざまな啓発の機会において、利用してまいります。

以上で、報告事項2点について事務局からの説明を終わります。

委員長：ありがとうございました。ただいま、事務局からこの計画の進捗を見守っていくために懇談会を開催していく。そして計画の進捗管理をしていく。との報告がありました。向こう5年間ということで、大胆な提案だと思いますが、年に1度くらいのペースで、各地区で計画がどのように進んだか、もちろんこれは計画全部の中身を一通りこの1年どうだったか。という把握の仕方で大変難しい作業になってくると思いますが、この1年ごとでもできるような内容で、各地区で計画の推進、地域での取り組みを振り返る機会をつくっていくというご提案だったと思います。社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカーの方、民生委員

児童委員、いろいろな方々がこの進捗状況のチェック管理に携わられるのではないかと思います。私としては大変大胆な提案だと思います。

また、概要版についてのご報告がありました。これは報告事項ですので、委員のみなさまからご感想、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

委員：前回の議事録の中にも載っていたのですが、評価の方法というところで懇談会という話があり、今回このような形で変更していきます。という話を伺い、非常によい方向だと思いました。前回の話の中でも確か委員の方から意見があったと思いますが、福祉課の取り組みとして連区に指示をするのでしょうか。連区というのは、市民協働国際課からの指示で動いています。そうすると、このような計画をつくったものが市民協働国際課の方が連区に依頼に行くのでしょうか。それとも福祉課から直接連区にお願いに行くのですか。

事務局：懇談会の依頼につきましては、連区長会を通じて社会福祉協議会から依頼を（社協）させていただきます。

委員：市民協働国際課が開催する連区長会ですか。

事務局：社会福祉協議会からの議題ということで依頼をさせていただくことになりま（社協）す。

委員：地域としては、3役さん、区長さん、民生さん、福祉委員、ボランティアの方、みなさんに入っていただくということになると、連区長さんがよほど理解をしてくれないとできないと思います。その辺は連区長会で言っただけで理解できますか。

事務局：個別の地区におきましては、地区の担当者が直接出向くなど、させていただ（社協）きます。あるいは、地域福祉活動推進委員会の席上でも依頼をさせていただき、1回で終わりではなく、数を重ねて依頼をさせていただきます。

委員：地区懇談会が地域に周知されていません。役員だけで話がされています。せっかくの機会ですので地域で参加したい人に呼び掛けてもらいたいと思います。参加できる環境をつくってもらいたいと思います。

事務局：参考にさせていただきます。

委員長：ありがとうございます。腕の見せどころだと思います。今の報告事項についていかがでしょうか。

それでは本日の次第4 その他につきまして、事務局から何かございますか。

4 その他

事務局：その他としまして、今後の予定です。本日ご承認いただきましたパブリックコメントの結果につきまして、一般市民に対して報告を行ってまいります。また、同様に本日ご承認いただきました計画の最終案につきましては、今後成果品としまして計画書と概要版の印刷、製本作業を行い、後日委員のみなさま方に郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

<閉会>

委員長：それでは本日の日程はすべて終了いたしました。以上をもちまして、第3次豊川市地域福祉計画策定委員会を閉会させていただきます。長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。それでは事務局にお返しします。

事務局：委員のみなさまには、本日を含めまして5回において貴重なお時間をいただき、ご協議いただきましてありがとうございました。また、計画ができましたら郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。ありがとうございました。